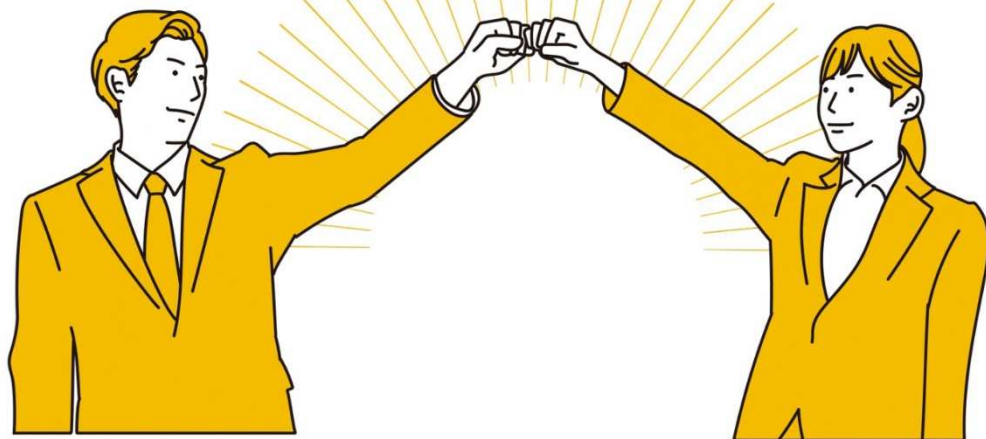


# 焼津市地方就職学生支援金



～東京圏の大学生のみなさんへ～

## 静岡県内へ就職し、焼津市内へ移住する大学生 を応援します！

都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生が、卒業年度の6月1日以降に実施される企業の採用活動（選考試験）に参加するための交通費を支援します。

### 支給要件の主な概要

- 5,940円を限度に支給（一人1回まで）
- 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。
- 勤務地が静岡県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- 採用内定日が卒業年度の10月1日以降であること。
- 焼津市に移住する意思を有していること。
- その他詳細は裏面と焼津市HPをご確認ください。
- 予算に達した時点で受付を終了いたします。



焼津市HP



# 地方就職学生支援事業のご案内

・次の1、2の要件に該当する方が対象となります。

## 1 移住等に関する要件

次の全てに該当する方

- 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内※1のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること
- 大学の卒業年度において、東京圏内※1に継続して在住していること。
- 勤務地が静岡県内に所在する企業に就職が内定していること。
- 卒業後に上記内定企業に就職し、焼津市に移住する意思を有していること。  
※1東京圏・・・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のうち条件不利地域※2を除く  
※2条件不利地域・・・焼津市HPをご確認ください。

## 2 就業に関する要件

次の全てに該当する方

- 勤務地予定地が静岡県内に所在すること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- 内定先が官公庁等ではないこと。
- 静岡県内での勤務地限定型社員として採用予定であること。
- 採用内定日が、令和6年10月1日以降であること。

## 3 補助額について

- ・ 令和6年6月1日以降に実施した、勤務地が静岡県内に所在する企業への就職活動に要した交通費相当額とし、一人一回、5,940円を限度とする。ただし、就業先から就職活動に要した交通費に対する支援を受けている場合は、その額を往復交通費から控除し、算定します。

## 4 申請受付

- ・ 令和6年10月1日（火）から令和7年1月31日（金）まで

## 5 必要書類

- ・ 申請書（様式第1号）
- ・ 写真付き身分証明書の写し又はその他の提示により本人確認できる書類の写し
- ・ 地方就職学生支援金の交付申請に関する制約書兼同意書（様式第1号の2）
- ・ 内定証明書（様式第2号）
- ・ 交通費の領収書
- ・ 在学証明書
- ・ 移住元の住所を確認できる書類
- ・ 口座振込依頼書（様式第3号）

## 6 以下の要件に該当する場合には、支援金の全額または半額の返還となります。

- ・ 虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・ 申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
- ・ 申請日から1年以内に焼津市に転入しなかった場合：全額
- ・ 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額
- ・ 転入日から3年未満に焼津市から転出した場合：全額
- ・ 転入日から3年以上5年以内に焼津市から転出した場合：半額

※上記はすべての要件を記載したものではありません。

詳細については、焼津市HPをご覧ください、下記までお問い合わせください。